郵便局認可　（本號六面）　第千百七十四號　（日曜日休刊）　（定價三錢）

時事新報

明治十九年一月十六日　土曜日
舊乙酉十二月十二日　（丙、子）
日出午前七時十一分　入午後五時十分
月出午後一時二十五分　入午前二時二十三分
滿潮午前零時三十六分　午後一時十三分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價
一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲ケル各地ニ於テハ該地書捌所ヨリ郵送無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）
東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　廣瀬七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　鳴島　高知　下ノ關　名古屋　敦賀　岡崎　彦根
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ヶ谷　蕨　鶴ヶ谷　杉戸　幸手　久喜　栗橋　宿　千葉　登戸
寒川　佐倉　東金　市川　八幡　船橋
其他同郵送郵便電信官ノ開所ハ同シク郵送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上	十六日以上	卅一日以上
一行	十錢	自十一行至三十行 九錢	十五日迄 七錢	卅日迄 六錢	自卅一行至五十行 五錢
自十一行至五十行 七錢	八錢	七錢	六錢	五錢	四錢
自五十一行以上 六錢	七錢	六錢	五錢	四錢	三錢
	六錢	五錢	四錢	三錢	二錢

時事報報

官等民卑の弊

昨年十二月政府に改革ありてより引續き諸官員中免非職の向も尠からずして世間の評判甚だ騒々し、日本國民全体の利害得失より觀察を下すときは此事固より社會の小事故にして論ずるに足るものなく梳雨時節の一氷、二百十日の一風にも比較するに足らざるものなりといへども唯其當局れ人々に取りては醫分目と驚かすべき騒動なるべし蓋し騒動は社會に免れ難きの數あり取別け政事社會に在りては不意の騒動ため思ひ寄らざる所に得意の人を來すと與に又同じく失意の人をも作り昨日の榮華、今日の零落思はざる苦樂の境に浮沈して喜憂すべきもの一度眼りて止むべき筋なも非ず又こゝに止めんとして止め得べき事柄なもあらざるがゆゑに平素より心掛けて何樣れ騒動にも狼狽せざるの覚悟なくんべらず或は試に日本今回れ政變を取りこれを西洋諸國に有觸れたる同宏政變に引較べ見るべし對岸米國の如きそ人も既に知る通り大統領れ改撰にて政黨れ勝敗と決し一党代て他黨れ政府を取る毎に此迄に政府の俸給と受て衣食したる者は大とあく小となく一切擯かて免官となり全國幾多の官吏皆失意の人とあるろれ有樣は吾人局外者より見ても餘り苛刻ならずやと感ずるはどあれ共是れも政事社會には時々免る可らざるの數にして國の爲めにろの利益多しとすれば斯る大騒動も敢て憂とするに足らず唯茲ましきは米國おどゝに於ては其時の失路者が失路のために大に体面と失ふに非ず又生計れ方法とても必ずしも政府内に限らずして内に之れを失へば外に之と求るの道多くして其大騒動も個々の身の上に波及する所は存外に輕小なるの一事あり

右の如く政變のある毎に世に失意の人と現出するは政事社會に免れ難き事相なりとして我日本仕官の人々は能くこの政變に對して不覺悟を取るまと無免やと言ふに事實中々然るを得ざる者ゆるが如し即ち今回の改革にて免非職となりたる其人の中には自今處世の目的に當惑する者少あらず第一には差向きの生計と如何すべ免や日本の官民の間よい事務の模樣も常に其だ相違するが故に官途ゆは薫緑と稱する人物にても頗ゆ民間ゆ移りては存外に用を爲さゝるものあり之を第一の難澁とまて尚ゆの上にも苦ましきい官等民卑の習慣中に在りて免非職とありては世間に對する顔色の相違如何ばかりなるべきや昨日までは官廳に坐して目下に人民を見るのみならず都鄙私の交際に於ても官員樣と見がれたる者が今日と則ち大官廳に行けば官員樣と見上げ、私の交際に於ても官員樣と仰ぐの身分と爲り俗に所謂駕籠ゆ乗る人據ぐ人の相違と瞬間に生ずるとて扱も〳〵痛ましきことにはそれ啻に失路の當局者が心を痛ましむるのみならず政府の路に當りて之を處分する人の心に於ても決して愉快なるを得ず其進退を命ずる際に無限の情實意味と含みて實に斷腸の場合もあらん畢竟そに在官の榮華と免非職の零落と雲泥の大相違ゆるがために双方ともに苦心多きみとあり我輩は寧〳〵歐米諸國人の氣風と悅び其官民の榮零の平等一樣あると羨まざるを得ざるあり政事社會が眞れ極樂國にして一たび之を入るの人は終身終生天の賜祿を享けて此樂境に離るゝ苦勞無きとせれば日本世界ゆ斯程羨ましき場所はなるべけれど官途必ずしも安穩ならず何時如何樣の樣にて俄然失路の徒たると免れざるの恐れあるゆ日本の仕官人が一意この幻夢ゆ惑ひ一朝の政變忽ち驚瞬して身の方向に迷ふ如き不覺悟あるは我輩一ゆこれと官等民卑の弊習に歸せざると得ざるあり凡そ斯る人の腦裏ゆ唯官と名くる小乾坤ゆるのみにして社會の萬象と寫すの明鏡を備へず、これ廣き社會には商業なり工業あり學事なり農事あり幾多の事業孰れも門を開て來者を歓待するあるも民間の事業ゆ卑賤厭ふべく決して士君子の執るべき業に非ずとまて少しも之と願みる者なきが如し今の在官者必ずしも官の一藝にのみ偏したる人に非ず進で民間社會ゆ入りたりとく次第にはれゆ慣まば仕事の出來兼ぬる人よもあらずと雖もさゝ如何にせん民間の事業とさへ云へば何か不面目ある仕事の如くに思はれて少しもよれに進むの勇氣なく一回政變ゆ苦めふるゝと爽ゆ意氣挫折し又心機を轉ずて他ゆ之と恢復するの念なしとて實に氣の毒の至にして官等民卑の弊習人を誤ること甚だしと云ふべし果ゆて斯る弊習の日本社會ゆ存する限りは政變の其度毎ゆ失路者れ難澁い兎も角も一國ゆ大切なる政事運動の圓滑と幼るの恐なきを得ず是れ我輩が大に憂ふる所にして世人と共ゆ其矯弊策を求めて止まざる由緑なり

官報

○布達甲第九號
府下築地在留清國人林孝堂幷同林輝掠等酒類醸賣ノ儀差止メ候旨該國領事ヨリ通知有之候條右酒類ハ一切賣買相成ラス
右布達候事
明治十九年一月十五日　東京府知事渡邊洪基

○敍任
任領事　明治十九年一月十四日　鈴木充美

○辭令
免兼官　（一月十四日內閣）　非職領事兼判事　小林端一
朝鮮國釜山浦在勤被仰付（同）　領事　鈴木充美
生野工業所長被仰付（同）　大藏一等技師　朝倉盛明
佐渡工業所長被仰付（同）　大藏一等技師　大島高任
三池工業所長被仰付（同）　大藏二等技師　小林秀知
非職書工部大書記官　長谷川嘉通

○殘務整理委員　舊工部省殘務は大藏省に於て之と整理すべき旨去る十二日內閣總理大臣より令達ありさに付ては同省ゆ於ては昨十四日調査局第三部長深江順暢に右殘務整理委員と命せり

○銀行紙幣流通高　大藏省銀行局に於て調査せる各國立銀行紙幣昨十八年十一月三十日現在高ゆ左の如し

銀行紙幣ノ種類	十一月末日ノ在高	十月末日ノ在高	前月ニ對スル十一月末日ノ增減
一圓札	一一、二一八、五六一	一一、二三四、六八二	減　一六、一二一
二圓札	二、三九九、六八二	二、四一〇、七九六	減　一一、一一四
五圓札	一四、九三三、〇八五	一四、九三八、〇九五	減　五、〇一〇
十圓札	一、一四四、八二五	一、一六一、二〇五	減　一七、三八〇
二十圓札	六三〇、三六〇	六二三、〇〇〇	減　一、六四〇
計	三〇、三二六、五一三	三〇、三七七、七八	減　五一、二六五

（備考）本表ハ第一ヨリ第百五十三ニ至ル各國立銀行ニ向ヒテ大藏省ヨリ下付セル銀行紙幣ノ昨十八年十一月末日ニ於ケル發行現額ヲ示ス○舊第二十四舊第二十六舊第百八舊第百二十六此ノ四舊銀行ハ兼ニ鎖店セル者ナリト雖其ノ發行紙幣ノ交換未完了セスノ今尚世上ニ通用スル所ノ殘額若干ハ姑ク之ヲ本表中ニ併算ス○表中銀行紙幣ノ總額其十一月末日ヲ以テ十月末日ニ比スレハ五萬千二百六十五圓ヲ減スルハ是國立銀行條例追加第十二條ニ據リ各國立銀行紙幣合同消却方法ニ遵ヒテ日本銀行ニ於テ昨十一月中之ヲ消却シタルト其ノ他鎖店舊銀行ノ紙幣ヲ漸次ニ支消シタル等ノ爲ナリ

○巡査志願者　警視廳の報告に係る昨年七月より同十二月に至る六箇月間の巡査志願者ハ合計五百三十人にして內試驗合格者三百六十二人同不合格者百六十八人なり

○賞勳年金及恩給扶助料拜受者　去る一日東京府に於て調取たる賞勳年金及恩給扶助料拜受者員數左の如し（東京府報告）

賞勳年金拜受者六百三十六人
內　武官年金拜受者　五百二十八人　文官年金拜受者　十六人　警視年金拜受者三百二人
恩給扶助料拜受者三百二人
內　陸軍恩給拜受者　四十六人　同扶助料拜受者　七十四人
海軍恩給拜受者　四人　同扶助料拜受者　十九人
警視恩給拜受者　四十四人　同扶助料拜受者　百十五人

○鷄及家鴨屠殺販賣數　去る明治十七年東京府管內に於て食用の爲屠殺販賣せる鷄は二十萬八千三百五十羽に達て家鴨は六萬七千三百十九羽なり（農商務省報告）
（以上凡件本年一月十五日官報）

雜報

○參謀本部の集會　一昨十四日參謀本部長有栖川親王及大山陸軍大臣西鄕海軍大臣其他中少將等と參謀本部の樓上に集會して同部擴張組織方を議しさるよし

○岡山通信　一月九日岡山通信員發郵
○官制の改革　當縣にては千阪本縣令の赴任以來差したる改革もなかりしが昨年末に至り警察事務ゆ種種の改革を行ひ警察本署中の各課の組織と改正し警部巡査等にも變更ありたり又是迄之縣下には四警察署廿三分署を設き居たりしが警察署は其儘にて分署と減ぜて十五箇所とゆは減ぜ少の改正を設けの調査ゆ據所長六十八人津山十七人三十七人天滿縣備中國縣たれも其掛合をなしたり

○高知通信　一月十日高知通信員發郵
○新年れ　最も總て舊暦を用ふるこゆ於ても官員樣休業して家例なりとの論達を掲げ近年の快晴にて宿酒ある漁夫れども日下の新聞ゆ同合併相撲るよしゆ聞りと近頃縣令は新兵事部長も不日上京常縣會決議合併相撲り當地本町のよしなん兼氏は東松山を經て耶蘇教演の夫人と四十餘名一体ゆ先官吏の朝もあり又拜ずかり門前には縣廳にそることは模樣を見兩日は美風吹き荒景況を總て氣の餘店を開き

○公園地　なるが其

○地方出

○辭令
免兼官
（一月十四日內閣）
朝鮮國釜山浦在勤被仰付（同）
生野工業所長被仰付（同）
佐渡工業所長被仰付（同）
三池工業所長被仰付（同）
舊工部省會計殘務取扱被仰付（同）
○殘務整理委員　舊工部省殘務は大藏省に於て之と整理すべき旨去る十二日內閣總理大臣より令達ありさに付ては同省ゆ於ては昨十四日調査局第三部長深江順暢に右殘務整理委員と命せり
○銀行紙幣流通高　大藏省銀行局に於て調査せる各國立銀行紙幣昨十八年十一月三十日現在高ゆ左の如し

銀行紙幣ノ種類	十一月末日ノ在高	十月末日ノ在高	前月ニ對スル十一月末日ノ增減
一圓札	一一、二一八、五六一	一一、二三四、六八二	減　一六、一二一
二圓札	二、三九九、六八二	二、四一〇、七九六	減　一一、一一四
五圓札	一四、九三三、〇八五	一四、九三八、〇九五	減　五、〇一〇
十圓札	一、一四四、八二五	一、一六一、二〇五	減　一七、三八〇
二十圓札	六三〇、三六〇	六二三、〇〇〇	減　一、六四〇
計	三〇、三二六、五一三	三〇、三七七、七八	減　五一、二六五

（備考）本表ハ第一ヨリ第百五十三ニ至ル各國立銀行ニ向ヒテ大藏省ヨリ下付セル銀行紙幣ノ昨十八年十一月末日ニ於ケル發行現額ヲ示ス○舊第二十四舊第二十六舊第百八舊第百二十六此ノ四舊銀行ハ兼ニ鎖店セル者ナリト雖其ノ發行紙幣ノ交換未完了セスノ今尚世上ニ通用スル所ノ殘額若干ハ姑ク之ヲ本表中ニ併算ス○表中銀行紙幣ノ總額其十一月末日ヲ以テ十月末日ニ比スレハ五萬千二百六十五圓ヲ減スルハ是國立銀行條例追加第十二條ニ據リ各國立銀行紙幣合同消却方法ニ遵ヒテ日本銀行ニ於テ昨十一月中之ヲ消却シタルト其ノ他鎖店舊銀行ノ紙幣ヲ漸次ニ支消シタル等ノ爲ナリ
○巡査志願者　警視廳の報告に係る昨年七月より同十二月に至る六箇月間の巡査志願者ハ合計五百三十人にして內試驗合格者三百六十二人同不合格者百六十八人なり
○賞勳年金及恩給扶助料拜受者　去る一日東京府に於て調取たる賞勳年金及恩給扶助料拜受者員數左の如し（東京府報告）
賞勳年金拜受者六百三十六人
內　武官年金拜受者　五百二十八人　文官年金拜受者　十六人　警視年金拜受者三百二人
恩給扶助料拜受者三百二人
內　陸軍恩給拜受者　四十六人　同扶助料拜受者　七十四人
海軍恩給拜受者　四人　同扶助料拜受者　十九人
警視恩給拜受者　四十四人　同扶助料拜受者　百十五人
○鷄及家鴨屠殺販賣數　去る明治十七年東京府管內に於て食用の爲屠殺販賣せる鷄は二十萬八千三百五十羽に達て家鴨は六萬七千三百十九羽なり（農商務省報告）
（以上凡件本年一月十五日官報）

雜報

○參謀本部の集會　一昨十四日參謀本部長有栖川親王及大山陸軍大臣西鄕海軍大臣其他中少將等と參謀本部の樓上に集會して同部擴張組織方を議しさるよし

○岡山通信　一月九日岡山通信員發郵
○官制の改革　當縣にては千阪本縣令の赴任以來差したる改革もなかりしが昨年末に至り警察事務ゆ種種の改革を行ひ警察本署中の各課の組織と改正し警部巡査等にも變更ありたり又是迄之縣下には四警察署廿三分署を設き居たりしが警察署は其儘にて分署と減ぜて十五箇所とゆは減ぜ少の改正を設けの調査ゆ據所長六十八人津山十七人三十七人天滿縣備中國縣たれも其掛合をなしたり

○高知通信　一月十日高知通信員發郵
○新年れ　最も總て舊暦を用ふるこゆ於ても官員樣休業して家例なりとの論達を掲げ近年の快晴にて宿酒ある漁夫れども日下の新聞ゆ同合併相撲るよしゆ聞りと近頃縣令は新兵事部長も不日上京常縣會決議合併相撲り當地本町のよしなん兼氏は東松山を經て耶蘇教演の夫人と四十餘名一体ゆ先官吏の朝もあり又拜ずかり門前には縣廳にそることは模樣を見兩日は美風吹き荒景況を總て氣の餘店を開き

○公園地　なるが其

○地方出